

については、新市において引き続き実施することとしています。住宅については現行どおり新市に引き継ぐものとし、家賃については現在と同様公営住宅法で定める基準によるものとしています。入居者の選考基準については、新市において調整します。

④ゴミ収集運搬業務事務の取扱いについて

ゴミ収集回数や収集方法等については、現行どおり新市に引き継ぐものとし、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整することとしています。

し尿等の収集運搬については、現行どおり新市に引き継ぐものとしています。

以上、次回協議予定の四項目について事務局から事前説明を行いました。六月十日の協議会において具体的協議が行われる予定です。

その他

○委員の交代について

今回三名の委員の交代があり、河崎会長から委嘱状を交付しました。交付された方は次のとおりです。

- 一 宮町笹原瑞穂委員に代わり、宮本一良委員、産山村井エミ子委

員に代わり、井邦子委員、波野村志賀安男委員に代わり、山口定喜委員がそれぞれ新委員として就任されました。

今回の協議において

確認された事項

協議第三十号 新市の名称について

新市の名称を「阿蘇市」とする。

協議第三十一号 慣行の取扱いについて

(1)市民憲章については、新市において協議し制定する。

(2)新市の花・木・鳥については、それぞれ新市において、公募等により制定する。

(3)名誉町村民制度については、合併後に新市において制度を統一する。現在の名誉町村民は、新市に引き継ぐ。

(4)その他の表彰制度については、新市において制度を検討する。

協議第三十二号 社会教育関係の取扱いについて

(1)生涯学習講座については、住

民の要望を参考に充実を図るよう実施し、受講料については、新市において調整・検討する。

(2)生涯学習の拠点となる施設に

ついては、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、開館時間、休館日等については地域のニーズを把握し、合併までに調整する。図書館の組織体制、司書の配置及び電算化については新市において調整・検討する。

(3)社会教育関係団体、文化協会、体育協会等については、新市の一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合に向けて調整に努める。補助金等については合併までに調整する。

(4)公民館役員の数、任期、報酬及び費用弁償については、合併までに調整する。公民館条例、規則、本館・分館の設置及び位置づけ等については、合併までに検討する。

(5)合併までに、新市に生涯学習の拠点施設（中央公民館等）の設置を検討する。

(6)社会教育施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、使用料については合併までに検討・調整する。

(7)成人式については、合併後新市において「合同成人式」の開催に向け調整、検討する。

(8)合併までに、新市において文化ホール等文教施設の整備、建設について検討する。

(9)各指定文化財、文化財保護事業等については現行どおり新市に引き継ぐ。新市においても文化財保護委員会を設置し、委員の数、任期等については合併までに調整する。

(10)各種スポーツ行事等については、新市において調整するものとし、現行単位で開催することが適当なものについては、当分の間継続する。学校施設については合併後も解放するものとし、使用料等については合併までに調整する。

平成十五年五月十三日確認

